

児童手当を引き続き受給するためには 現況届の提出(6月中)が必要です

問合せ／子ども支援課 内線2444

提出期間：6月1日(月)～30日(火)

児童手当の受給は、所得制限が適用されます。所得の判定にあたり、児童手当を請求できる人は、父・母などのうち所得の高い人となります。5月末に対象者へ現況届を郵送しますので、必要書類(健康保険証のコピーなど)を添付し、6月中に提出してください。

対象者／現在、児童手当を受給しているすべての人
▼6月に認定請求をした(受給開始月が6月以降)の人は除きます。
提出方法／提出期間中に、直接または郵送で提出(6月1日基準の調査となります)
提出場所／子ども支援課(第1庁舎)、柳瀬川駅前出張所・志木市役所出張所(仮設)
▼公務員の人は、勤務先に提出してください。

※祝休日は除く。なお、土曜日の受付は志木市役所出張所(仮設)のみとなります。

※請求者のさまざまな状況を確認し、適正に児童手当を支給するため、期限内の提出をお願いします。
※期限内に提出がない場合、手当を受給できないことがありますので、ご注意ください。

地域の相談はわたしたちにお任せ！ 民生委員・児童委員

問合せ／生活援護課 内線2408

5月12日は、民生委員・児童委員の日です。

現在、市内では、81人の民生委員・児童委員(うち6人は、主任児童委員※)の皆さんが、子どもから高齢者まで、安心して暮らすことができる地域づくりに取り組んでいます。また、今年は児童虐待防止の啓発活動としてオレンジリボン運動を行います。

※民生委員・児童委員のうち、児童福祉に関する相談などを専門に担当する委員です。



民生委員・児童委員マーク

民生委員・児童委員とは

皆さんのすぐそばで、高齢者や障がい者、子育て世帯などの生活上のさまざまな相談に応じ、その内容に応じて関係機関につないだり、適切な福祉サービスの紹介を行っている、厚生労働大臣と埼玉県知事から委嘱されたボランティアです。

「高齢者の独り暮らしで不安がある」、「福祉サービスの窓口がわからない」、「隣の家からいつも子どもの泣き声がして心配だ」などの困りごとがありましたら、生活援護課までお気軽にお電話ください。お住まいの地域の民生委員・児童委員を紹介します。

下水道の新デザインマンホールふたを設置しました

問合せ／下水道施設課 ☎048(473)1299(代)



志木市制施行50周年を記念し、53件の一般公募の中からデザインを決定した、新デザインのマンホールふたが完成したので、いろは親水公園とカパルが出没しそうなところに設置しました。

新デザインマンホールグッズが好評販売中

下水道マンホールの新デザインを使ったミニタオルやコースターを販売中です。購入希望の人は、下水道施設課までお問い合わせください。